

大阪市立南港北中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月2日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「希望にもえた豊かな人間性」育成のために「南港北中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止に最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

① いじめの未然防止に取り組む

いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに努める

② いじめの早期発見に取り組む

ささいな変化に気づくことができる体制づくりに努める

③ いじめの早期解決に取り組む

全教職員が協力して問題解決に取り組むための体制づくりに努める

④ 家庭・地域との連携に努める

情報発信・啓発を行い、地域・家庭との協力体制づくりに努める

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員でおこなう。

(1) 授業改善について

- ①一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくり進める
 - ・習熟度別少人数授業、T.T.による授業を実施する。
 - ・研究授業を年1人1回以上実施するとともに、相互授業参観をおこなう。
- ②規則正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを実践する。

(2) 自己肯定感を高めるために（生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ①学年・学級・部活動等で、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ②生徒会・委員会活動を通じ、生徒自らがいじめ問題に取り組む姿勢を養い、「いじめ防止」を訴える取り組みを推進させる。
- ③多様な体験を通した人権教育、キャリア教育の推進
様々な人権学習や地域での職場体験学習を通じて、生徒の社会性を育むとともに、他の存在を等しく認め、尊重し合える態度を養う。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①いじめ問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ②全校集会や学年集会、学級活動などで、校長や教職員が日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。また、「いじめについて考える日」に取り組み、生徒がお互いについてよく理解し合い、相手の立場に立って考える機会をつくる。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形でおこなわれることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 生徒観察の充実と情報の共有

- ・朝の登校指導、朝学活（朝学習）、全校集会、学年集会などを通じて、一日の始まりから生徒観察をおこなう体制を作る。
- ・休み時間での校内巡視を積極的におこない、生徒の動向の把握と見守りをおこなう。

- ・日々の学年打ち合わせや主任会、対策委員会などを通じ、教職員相互が積極的に生徒の情報交換をおこない、情報を共有できるようにする。

② アンケート調査、教育相談の実施

定期的にアンケート調査や教育相談を実施することにより、いじめの実態把握に努めるとともに、生徒がいじめを訴えやすい雰囲気を作る。

③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、SSR(スペシャルサポートルーム)担当との連携

週1回来校するスクールカウンセラーと緊密に連携を取り、情報交換を行う。必要時には、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに会議に出席してもらい、助言をいただく。

④ 外部機関との連携

こども相談センターや住之江警察少年係と連携し、情報交換を日ごろからおこなう(毎月1回の学警連絡会も活用する)。

⑤ 相談窓口を周知する

⑥ ・相談室や保健室、SSR(スペシャルサポートルーム)、カウンセラーを利用することを周知する。

- ・いじめホットラインなどの電話相談窓口について周知する。

5. いじめの早期解決についての取り組み

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒に寄り添い、支えるとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導をおこなう。

① 全教職員が団結して問題解決に取り組む体制を作る

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせ指導する。
- ・生徒、保護者から相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は、校内の「いじめ対策委員会」に直ちに報告し、その情報を共有する。
- ・その後、同委員会が中心となり、関係生徒から事情を聞き取り、いじめの有無の確認を行う。

- ・事実確認の結果は、校長が教育委員会に連絡する。

- ・被害、加害生徒の保護者に連絡をする。

② 被害生徒および保護者への支援

- ・被害生徒から事実関係の聴取をおこなう。

「あなたが悪いのではない」とはつきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。

生徒の個人情報の取り扱いなど、プライバシーには十分留意する。

- ・その日のうちに家庭訪問等をおこない、保護者に事実関係を伝える。

被害生徒に徹底して寄り添い、支えること、秘密を守ることを伝える。

複数の教員の協力のもと、被害生徒の安全確保をおこなう。

- ・被害生徒を支える体制づくり

安心して学習、その他の活動に取り組める環境づくりをおこなう。

加害生徒の別室対応、出席停止制度を活用する。

- ・必要に応じて、心理や福祉等の専門家などの外部専門家への協力を依頼する。

③ 加害生徒への指導および保護者への助言

- ・加害生徒から事実関係の聴取をおこなう。

- ・いじめが確認された場合、複数の教職員の連携で、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。

- ・聴取後、迅速に保護者に連絡をおこなう。

- ・事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切におこなえるよう、保護者の協力を求めるとともに継続的な助言をおこなう。

- ・当該生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに十分に留意する。

- ・一定の教育的配慮の下、出席停止や関係諸機関との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

- ・学校教育法第11条の規定に基づき、懲戒処分に処することもあり得る。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。

- ・いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育成する。

- ・集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築させる。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置を取る。

○プロバイダに対して速やかに削除を求める。

- ・情報モラル教育を実施する。

- ・保護者にも理解を求める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

名称 「いじめ問題対策委員会」

構成 校長、教頭、生徒指導主事、生活指導部長、学年主任、養護教諭、人権
・同和教育主担

*必要に応じて、担任、部活動顧問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、SSR(スペシャルサポートルーム)担当等との連携を加える。

活動内容

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正をおこなう。
- ・いじめの疑いに関する情報、生徒の問題行動に関する情報の収集や記録の共有をおこなう。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催する。
迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援などの方針決定、保護者との連携などをおこなう。

【年間計画】

委員会の開催時期

- ・学期に1回の定例会議を行う（4月、7月、12月、3月）
- ・いじめ事案があった場合は、随時会議をおこなう。

調査等

- ・生徒対象のいじめアンケートの実施 年3回（6月、11月、2月）
- ・教育相談等を通じた生徒からの聞き取り調査の実施を学期初めにおこなう。

研修会

- ・生徒指導研修会（未定）

(2) 保護者や地域、関連機関との連携

学校と地域、家庭が組織的に連携、協働する体制づくり

- ・学校、PTA、地域の関係団体等が協議する機会を設ける。
- ・学校協議会との連携、協力体制を作る。
- ・家庭訪問や学年、学級通信などを通じて、家庭との緊密な連携や協力を図る。

(3) 取組内容の検証

- ① 「家庭状況調査」や「生徒アンケート」の結果から検証する。
定期的に「いじめ問題対策委員会」を開催し、「生徒アンケート」の結果を踏まえ、未然防止の推進、再発防止に向けて改善する。
- ② 「運営に関する計画」と関連づけ、自己評価を行う。

7. 重大事態への対処

<重大事態とは>

いじめ防止対策推進法第28条の規定により、次の掲げる場合を重大事態という。

- ① いじめにより、学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより、学校に在籍する生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

ア：①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については

- ・生徒が自死等を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

イ：②の「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

(1) 教育委員会へ報告

- ・重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ・調査を行う主体やどのような調査組織にするかを教育委員会が判断する。

(2) 学校が調査主体となった場合

教育委員会の指導、支援のもと、以下のような対応にあたる。

- ① 校内において、重大事態の調査組織を設置する。

- ・組織の構成については、「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。
 - ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合うとする姿勢が重要である。
 - ・これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する（適時、適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
 - ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
 - ・得られたアンケート結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

(3) 教育委員会が調査主体となった場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

大阪市立南港北中学校 いじめ対応フロー図

教職員研修について=年に2回校内研修を実施する。

(スクールロイヤーを講師とした校内研修を1回以上開催する。

教育委員会事務局指導部または教育センターが開催する研修の伝達研修を1回)

早期発見のために=・日々の観察 ・いじめアンケートの実施 (学期に1回以上=年に3回以上)

・教育相談の実施 (学期に1回以上=年に3回以上) ・SCによるカウンセリング
・家庭や地域との連携 ・学校以外の相談窓口の周知

いじめの可能性に気付いたとき

全教職員 ・いじめと疑われる行為を発見した ・生徒から相談や訴えがあった ・外部から通報があった ・保護者から相談や訴えがあった ・いじめアンケートに記載があった 等

校長・教頭 ・いじめ対策のための組織 (例. いじめ防止対策委員会) 会議の開催

【協議内容】初期対応の検討

- ・把握できている情報の共有
- ・被害生徒の安全確保、心のケア、学習支援の方法
→ 初期段階より SCによる心のケア

被害生徒

加害生徒

その他の生徒

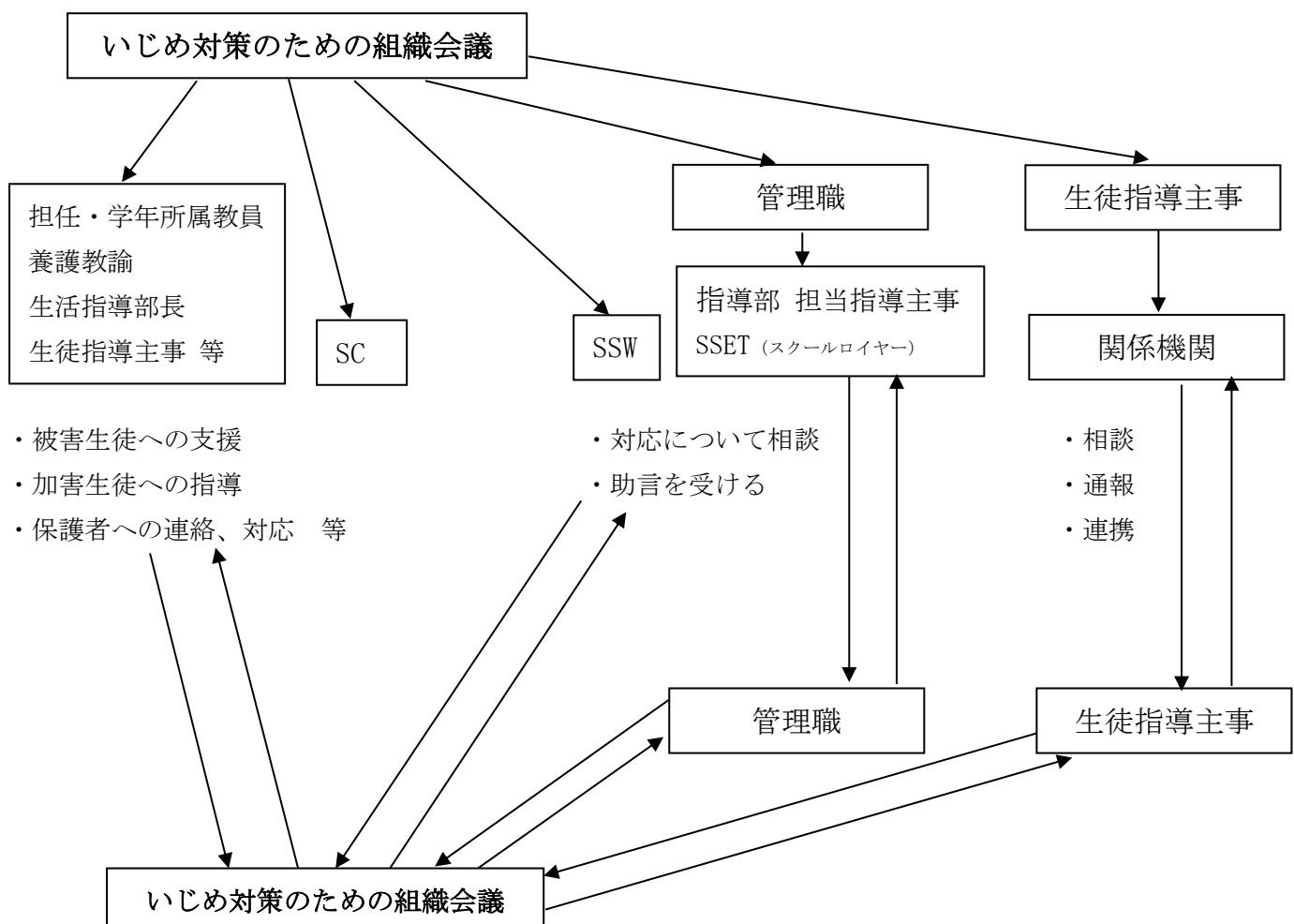
- ・聞き取り方法 (どの教職員が、どこで、どのように聞き取るか? 聞き取る内容は?)

担任・学年所属教員・生活指導部長・生徒指導主事等 ・生徒からの聞き取り等

【協議内容】指導方針・指導方法の決定

- ・聞き取った情報の共有
- ・更なる事実確認の必要性の有無
- ・被害生徒への具体的な支援の方法 (どの教職員が、どのような支援を、どのように行うか?)
- ・加害生徒への具体的な指導の方法 (どの教職員が、どのような指導を、どのように行うか?)

- ・保護者への連絡について（どの教職員が、どのような方法で行うか？説明する内容は？）
- ・関係機関との連携について（連携の必要があるか？連携の必要がある場合、どの関係機関と、どのように連携するか？）
- ・その他の生徒への働きかけの方法（どの教職員が、どのように行うか？）



【協議内容】更なる対応の検討・進捗管理

- ・被害生徒の安全確保、心のケア、学習支援について報告、更なる対応の検討
- ・加害生徒への指導について報告、更なる対応の検討
- ・保護者への連絡や対応について報告、更なる対応の検討
- ・SSW、スクールロイヤーの助言を踏まえた対応の検討
- ・関係機関との連携について報告、更なる連携の検討

全教職員

・日々の見守り

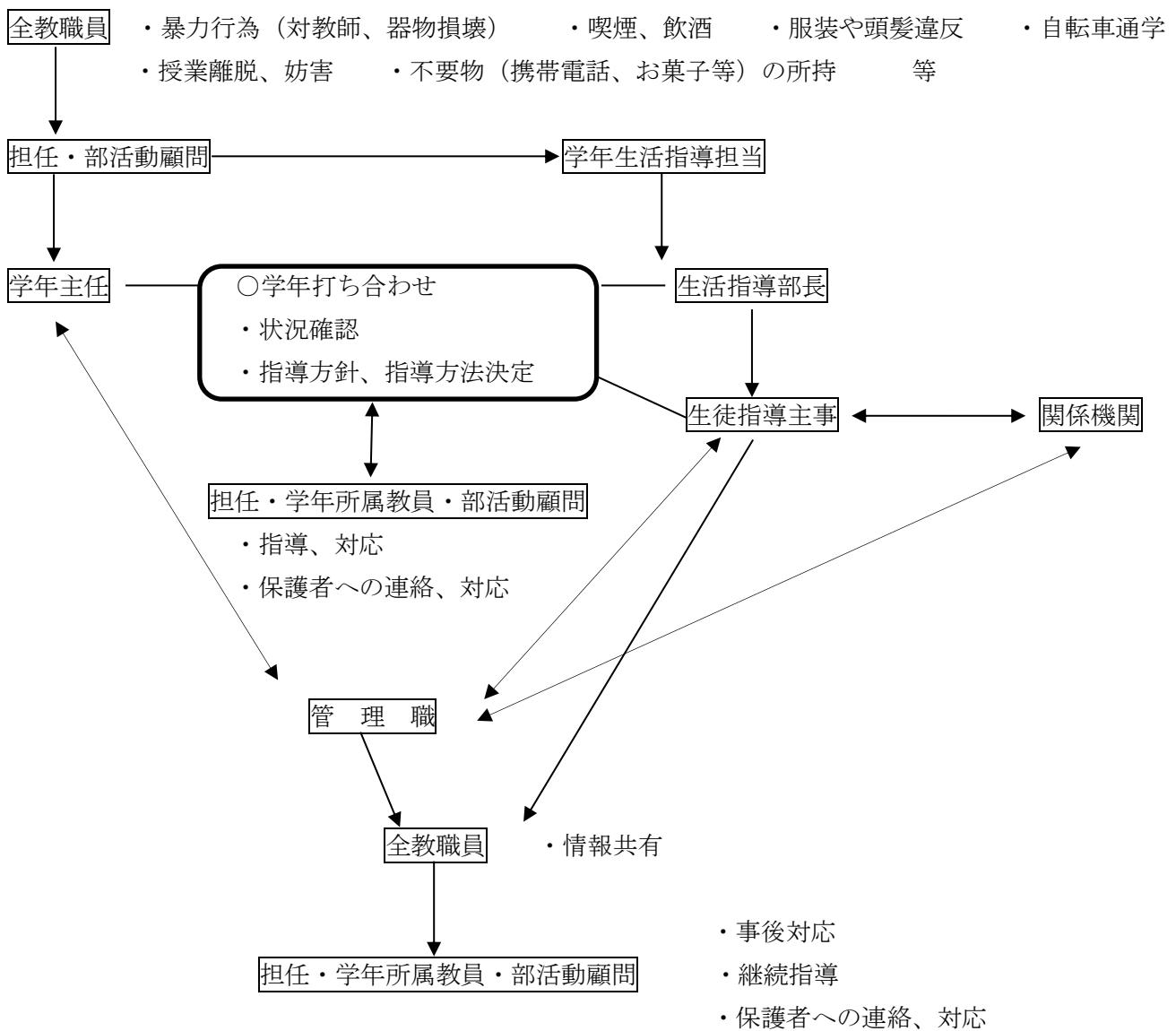
「被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。」

「いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。」

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」

以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。

いじめ以外の問題行動発生時の対応



※問題行動に対する指導や対応をしていく中でいじめの可能性に気付いた際は、直ちに上記の「いじめの可能性に気付いたとき」の対応に切り替える。